

重要事項説明書（居宅介護支援）

1 事業所の概要

| | |
|-------------|--------------------|
| 事業所名 | 医療法人 長谷川会 ケアポート湘南 |
| 所在地 | 神奈川県 藤沢市 辻堂3-10-11 |
| 介護保険指定事業者番号 | 1472200045 号 |
| 管理者 | 武田 真由美 |
| 連絡先 | 0466-31-0511 |
| 通常の事業の実施地域 | 藤沢市 ・ 茅ヶ崎市 |

2 当法人の概要

| | |
|-----------|-----------------|
| 名称 ・ 法人種別 | 医療法人 長谷川会 |
| 代表者名 | 理事長 木原 明子 |
| 法人の所在地・電話 | 神奈川県藤沢市辻堂3-10-2 |
| 業務内容 | 居宅介護支援事業者 |
| 事業所数 | 1 |

3 事業所の職員体制

| 職種 | 区分 | 事業内容 | 人数 |
|-----------|------|-------------------|-----|
| 管理者 | 常勤兼務 | 事業所の運営および業務全般の管理 | 1 名 |
| 主任介護支援専門員 | 常勤 | 居宅介護支援サービス等に係わる業務 | 2 名 |
| 介護支援専門員 | 常勤 | 居宅介護支援サービス等に係わる業務 | 4 名 |
| 事務員 | 常勤兼務 | 居宅介護支援事業運営に係わる事務 | 1 名 |

4 勤務体制

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 平日（月曜日～金曜日） | 午前8時45分 ～ 午後5時 |
| 土曜日 | 午前8時45分 ～ 午後12時15分 |
| 休日 | 土曜日午後・日曜日・祝祭日・年末年始（12/30～1/3） |
| 緊急連絡先 | 当事業所携帯電話（090-5411-6776）で24時間受付体制 |

5 当事業所が提供するサービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

利用者宅に訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

↓

居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者またはその家族等に対して提供し利用者にサービスの選択を求めます。利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

↓

介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成します。



介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画の変更をします。

6 前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7 サービス利用料金

① ケアプラン作成料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担はありません。

ただし、利用者の介護保険滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、居宅支援サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

当事業所では特定事業所加算（Ⅱ）を算定しています。特定事業所加算とは、①主任介護支援専門員を配置 ②常勤専従のケアマネジャー2名以上配置 ③利用者情報等伝達のための会議の定期的開催 ④24時間連絡体制と利用者の相談対応体制の確保 ⑤計画的な研修実施等、条件を満たした場合に算定できる加算です。

② 交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域を越えて訪問・出張をする必要がある場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費（公共交通機関等の交通費）をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり30円をいただきます。

8 当事業所のサービスの理念と方針

【理念】 地域の高齢者・利用者を大切な存在として暖かい心で支える。

【方針】 利用者が地域社会の一員として、住み慣れた地域での暮らしが続けられるよう支援する。

利用者の持つ力を活かし、自立した日常生活が送れるよう支援する。

利用者の自己決定を尊重し、公正・中立な立場を堅持する。

地域の医療・介護・福祉などの事業所や関連する団体と連携を図る。

9 従業員の研修について

事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また全従業員が参加出来るよう、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

10 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

| | | |
|-----------|----------|----------------------------|
| 当事業所受付窓口 | 電話番号 | 0466-31-0511 |
| | FAX番号 | 0466-31-0516 |
| | 相談員 | 責任者： 武田 真由美 |
| | 対応時間 | 平日8:45~17:00 土曜日8:45~12:15 |
| 勤務時間外電話番号 | 湘南ホスピタル | 0466-33-5111 |
| | 当事業所携帯電話 | 090-5411-6776 |

② 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|----------------------------|-------|---|
| 市町村介護保険相談窓口 | 所在地 | 神奈川県 藤沢市 朝日町 1-1 藤沢市役所 保健福祉部 介護保険課 |
| | 電話番号 | 0466-50-3527 (直通) |
| | FAX番号 | 0466-50-8443 |
| | 対応時間 | 8:30 ~ 17:15 |
| 市町村介護保険相談窓口 | 所在地 | 神奈川県 茅ヶ崎市 茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 保険福祉部 高齢福祉介護課 |
| | 電話番号 | 0467-82-1111 (代表) |
| | FAX番号 | 0467-82-1435 |
| | 対応時間 | 8:30 ~ 17:15 |
| 神奈川県 国民健康保険 団体連合会 (国保連) | 所在地 | 神奈川県 横浜市 西区 楠町 27-1 |
| | 対応時間 | 045-329-3447 8:30 ~ 17:15 |

1.1 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えて頂きますようお願いいたします。

1.3 虐待防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備するとともに、従業員に対し定期的に研修を実施する等の措置を講じます。

1 4 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、従業者に対し定期的に研修を実施する等の措置を講じます。介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

1 5 ハラスメント対策

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。暴言・暴力・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為は組織として許容しません。当該事業所職員、サービス事業者、利用者及びその家族が対象となります。

1 6 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 7 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画書に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記重要事項を説明しました。

年 月 日
事業所 所在地 神奈川県 藤沢市 辻堂3-10-11
事業所名 医療法人 長谷川会 ケアポート湘南
説明者 (印)

上記重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

年 月 日
利用者 住所
氏名 (印)
代理人 住所
氏名 (印)

(続柄)